

## B分科会 学校法人会計基準と計算書類の取扱い

運営委員：酒井達夫  
山中豊  
土橋正文

本分科会は、学校会計業務の実務経験が比較的少ない方々を対象「学校法人会計基準」、  
「私立学校法」、等の法令および「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」、  
「内訳表」等の計算書類について説明を行いながら、法令と日常行う会計処理について理論  
研修を行いました。

教材は資料③「学校法人会計基準と計算書類の取扱い」を使用し、最初に学校法人会計  
が計算書類を作成する目的などを理解するための法令として、「教育基本法」・「学校教育  
法」・「私立学校法」・「私学振興助成法」について主要な条文を取り上げ、その条文が持つ  
背景や意味、さらにその条文に関連する諸法規について解説を行い、学校法人の成立に係  
る法的根拠、学校法人会計基準ができた経緯等について説明を行いました。

次に、「学校法人会計基準」については、すべての条文について基礎的事項の解説を行い  
ながら、学校法人会計基準の原則、学校会計の計算体系、勘定科目と帳簿、計算書類の様  
式等についての説明を行い、日常行う会計処理と「学校法人会計基準」との関係について  
研修を行いました。特に今研修においては参加者に企業会計経験者が複数おられたので、  
企業会計との相違を織り交ぜながら説明を行いました。

各学校の現場では、会計処理はシステム化されており、仕訳伝票の起票と入力により「資  
金収支計算書」等の計算書類が自動的に作成されることがほとんどです。本研修を通じ、  
学校会計の基である「学校法人会計基準」と計算書類並びに日常行う会計書類との関係に  
ついてより理解を深められたものと思います。

参加者の方々には、初日に勤務校の情報も含めた自己紹介を行っていただき、和やかな  
雰囲気の中、3日間で会計処理全体の流れについて理解を深めることもできたのではない  
かと思います。次の研修の機会には特に疑問の多かった基本金に関して更に詳細な解説が  
行えるよう努めたいと思います。